

通知カード・個人番号カードQ&A

問 通知カードを受領していないのですが。

答 本人確認書類（運転免許証等）をお持ちのうえ、役場窓口までお越しください。

問 住所や名前が変わった。

答 転居や結婚などで記載内容が変わった方は、通知カードまたは個人番号カードをお持ちのうえ、役場窓口で手続きをお願いします。

問 個人番号カードの有効期限はありますか？

答 有効期限は、発行日から20歳以上は10回目の誕生日、20歳未満は5回目の誕生日となります。なお、通知カードには有効期限はありません。

問 子どもでも個人番号カードの申請はできますか？

答 15歳未満は、保護者により申請していただく必要があります。

問 個人番号カードの申請は、スマートフォンでできますか？

答 個人番号カード交付申請書に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ることで、交付申請を行うことができます。また、パソコンでも申請用WEBサイトから交付申請が可能です。

問 個人番号カードを紛失した場合にはどうすればいいですか？

答 個人番号カードの一時利用停止を受け付けるコールセンター（☎0120-95-0178）に連絡してください。

お問い合わせ

マイナンバー制度について 総務課総務係 ☎52-3311

通知カードや個人番号カードについて 町民生活課住民年金係 ☎52-3315

コールセンター ☎0570-20-0178（土日祝日除く午前9時30分から17時30分）



首都圏に在住する置戸町出身の方々などで組織された「ふるさと置戸会」（石井敏明会長）の2016・平成28年の集いが1月31日、東京都内の主婦会館プラザエフで開催され、総勢95人が参加しました。

同会は、全日本綱引選手権大会に出場した「置戸人間ばん馬」チームの応援に駆けつけた置戸町出身者によって、同郷人の親睦とふるさとの応援を目的に昭和59年11月に結成されています。

町からは井上町長、佐藤議長のほか、町観光協

会の西島会長、JAきたみらいの奥山理事、澁谷恒壹氏が参加しました。井上町長は町の現況を報告し、続く祝宴は、佐藤議長の乾杯の音頭でスタート。各テーブルでは、お互いの近況やふるさと談義に花を咲かせながら旧交を温め合いました。

また、会場では佐々木梅治氏の開町100周年記念町民構成劇から秋田地区の場面の朗読や、エンジェルハーブの演奏、福引抽選会などが行われ、終始和やかな雰囲気にも包まれていました。